災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
付　則 （他の法律による給付との調整） 第４条　〔略〕 ２～６　〔略〕 ７　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、この手当の支給を受ける者又はこの手当の支給の対象となる児童（この手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、同法第４条第２項第３号、第８号、第９号又は第１３号に定める給付とみなしたならば、この手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。	付　則 〔同左〕 第４条　〔略〕 ２～６　〔略〕 ７　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）の規定による児童扶養手当が支給されている場合において、この手当の支給を受ける者又はこの手当の支給の対象となる児童（この手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、児童扶養手当法第４条第２項第３号に定める給付とみなしたならば、この手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。